

## 補助事業に係る消費税仕入控除税額の報告について

## 1. 制度の概要

事業者は、課税売上げに係る消費税から、課税仕入れに係る消費税額（以下「仕入控除税額」という。）を控除した額を税務署に納付します。

## ○消費税計算の原則

売上 (収入)	課税売上 550 万円 (消費税額 50 万円)	不課税売上 200 万円
		納付税額 20 万円
仕入 (支出)	課税仕入 330 万円 (仕入控除税額 30 万円)	不課税仕入 420 万円

一方、補助金は消費税の負担を目的とした部分があるにも関わらず、制度上、不課税売上として計上されています。

したがって、補助事業に限ってみれば課税売上はゼロとなり、当事業にかかった経費を仕入控除税額に算入した場合、課税業者はその消費税に相当する金額の還付を受けることができます。

事業者は補助金の交付を受けただけで消費税の還付を受けることになり、重複してしまう結果となります。これを調整すべく、仕入控除税額のうち補助金に係る部分については、報告を求め、場合によっては返還を求めています。

## ○補助事業だけで計算した例

（整備事業費 2200 万円、県費補助金 1650 万円）

売上 (収入)	不課税売上 1650 万円 (消費税額 0 円)	
		還付額 200 万円
仕入 (支出)	課税仕入 2200 万円 (仕入控除税額 200 万円)	

## 2. 仕入控除税額の返還可能性の確認方法

補助金が交付された事業年度において以下の条件に1つでも当てはまる事業者は、返還金は発生しません。

### ・消費税を申告しなくてよい免税事業者である

(①前々事業年度における課税売上高が1000万円を超える、又は ②「消費税課税事業者選択届出書」を提出している場合、課税事業者となります。)

### ・簡易課税方式により申告をしている

(簡易課税は、前々事業年度における課税売上高が5000万円以下で、事前に届出をした事業者に適用されます。)

### ・収入に占める特定収入割合が5%を超えている(社会福祉法人、公益社団法人、一般社団法人、社会医療法人、NPO法人等の場合)

## 3. 返還額の計算

上記条件に1つも当てはまらない事業者は、報告書類の「別添様式2」により返還額の計算を行ってください。なお、計算の結果、返還額が0円になる場合もあります。

### ※公益法人等における特定収入割合について

#### (1)特定収入割合とは

特定収入とは、資産の譲渡等の対価以外の収入で、一例として補助金、交付金、寄附金等が該当します。(障害福祉サービスに係る介護給付費等は、サービス提供の対価であるため特定収入には含まれません。)

また、法人の収入のうち、特定収入が占める割合を、特定収入割合といいます。詳細については、国税庁ホームページ「No.6495 国、地方公共団体や公共・公益法人等に特定収入がある場合の仕入控除税額の調整(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shohi/6495.htm>)」を御参照ください。

#### (2)特定収入割合の確認方法

公益法人等が一般課税方式で消費税の申告を行う場合、申告額の計算過程において特定収入割合が計算されています。このため、申告時の計算表等で確認することができます。

また、公益法人等においては、課税事業者となっている場合、帳簿を備え付け、これに売上等に係る内容のほか、特定収入に係る内容(金額等)も記載する必要があります(消費税法施行令第77条)。このため、特定収入の金額は帳簿で確認することができます。当該金額を消費税申告時の「資産の譲渡等の対価の額」で除することにより、特定収入割合が算出されます。